日本維新の会、西藤彰子でございます。

ただいま議題となっております意見書案第 2 号文書通信交通滞在費及び立法事務費に係る制度の見直しに関する意見書について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年 10 月 31 日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」と言います。）が、11 月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である 10 月 31 日を基準日として、10 月分の満額である 100 万円支給されたことを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっています。

文通費については、過去に日割支給について提案があったもののまとまらず、国会法第 38 条並びに国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定により、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、全ての国会議員に毎月 100 万円が支給されていますが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、国民が納めた税金で賄われているのにもかかわらず、その使途が不明瞭であり、国民の政治不信を大きくしています。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方とするため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1 文通費及び立法事務費の使途を明確化し、日割り支給とするとともに、本市議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出並びに当該報告書のインターネット公開を義務付ける規定を設けること。

2 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁止する規定を設けること。

3 文通費及び立法事務費の支出が支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること。

４ 文通費及び立法事務費からの支出については、原則、電磁的記録による保存を行うようにすること。

以上、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

日本維新の会より提案を行い、全会派一致で【可決】されました。